2026 年 11 月 24 日

各　位

会社名　株式会社ＢｌｕｅＭｅｍｅ
（証券コード：4069　東証グロース市場）
代表者　代表取締役社長　芦谷　乾太郎
問合せ先　財務本部長　岩川　隆幸
TEL　03-6712-8196（代表）

東京証券取引所への「改善報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、2026 年 10 月 26 日付「東京証券取引所による改善報告書及び上場契約違約金の徴求についてのお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、過年度の有価証券報告書及び決算短信等を訂正した件につきまして、2026 年 10 月 23 日付で株式会社東京証券取引所より、有価証券上場規程第 504 条第 1 項第 1 号に基づき、その経緯及び改善措置を記載した「改善報告書」の提出を求められておりましたが、本日、別添のとおり提出いたしましたので、お知らせいたします。

別添書類：改善報告書

以　上

改　善　報　告　書

2026年11月24日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長　横山　隆介　殿

株式会社ＢｌｕｅＭｅｍｅ
代表取締役社長　芦谷　乾太郎

このたびの過年度四半期決算短信、並びに有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書の訂正の件について、有価証券上場規程第504条第３項の規定に基づき、その経緯及び改善措置を記載した改善報告書をここに提出いたします。

目　　次

１．経緯 3
(1) 過年度決算訂正の内容 3
ア 訂正した過年度決算短信等 3
イ 訂正による過年度業績への影響額 4
(2) 過年度決算短信等を訂正するに至った経緯・原因 12
ア 本件事案の発覚から特別調査委員会の設置までの経緯 12
イ 特別調査委員会の構成、調査目的、調査期間 12
ウ 本件事案の概要等 13
エ 類似事案（b 社事案）の概要等 14
オ その他の訂正事項 14
２．改善措置 14
(1) 不適切開示の発生原因の分析 14
(2) 再発防止に向けた改善措置（実施済みのものも含む） 17
(3) 改善措置の実施スケジュール 23
３．不適切な情報開示等が投資家及び証券市場に与えた影響についての認識 26

１．経緯

株式会社BlueMeme（以下「当社」といいます。）は、2026年９月30日付「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度の決算短信等の訂正に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、過年度の決算を訂正いたしました。訂正した過年度決算の内容及び当該訂正による業績への影響額は、以下のとおりです。

(1) 過年度決算訂正の内容

ア 訂正した過年度決算短信等

【有価証券報告書】

第15期　2021年３月期　（自 2020年４月１日 至 2021年３月31日）
第16期　2022年３月期　（自 2021年４月１日 至 2022年３月31日）
第17期　2023年３月期　（自 2022年４月１日 至 2023年３月31日）
第18期　2024年３月期　（自 2023年４月１日 至 2024年３月31日）
第19期　2025年３月期　（自 2024年４月１日 至 2025年３月31日）

【四半期報告書】

第16期第１四半期　2022年３月期　（自 2021年４月１日 至 2021年６月30日）
第16期第２四半期　2022年３月期　（自 2021年７月１日 至 2021年９月30日）
第16期第３四半期　2022年３月期　（自 2021年10月１日 至 2021年12月31日）
第17期第１四半期　2023年３月期　（自 2022年４月１日 至 2022年６月30日）
第17期第２四半期　2023年３月期　（自 2022年７月１日 至 2022年９月30日）
第17期第３四半期　2023年３月期　（自 2022年10月１日 至 2022年12月31日）
第18期第１四半期　2024年３月期　（自 2023年４月１日 至 2023年６月30日）
第18期第２四半期　2024年３月期　（自 2023年７月１日 至 2023年９月30日）
第18期第３四半期　2024年３月期　（自 2023年10月１日 至 2023年12月31日）

【半期報告書】

第19期中間期　2025年３月期　（自 2024年４月１日 至 2024年９月30日）
第20期中間期　2026年３月期　（自 2025年４月１日 至 2025年９月30日）

【四半期決算短信】

2025年３月期　第１四半期決算短信〔日本基準〕(連結)
2025年３月期　第３四半期決算短信〔日本基準〕(連結)
2026年３月期　第１四半期決算短信〔日本基準〕(連結)
2026年３月期　第３四半期決算短信〔日本基準〕(連結)

イ 訂正による過年度業績への影響額

今回の訂正に伴う過年度業績への影響額の概要は以下のとおりです。

（単位：千円）

会計年度	項目	訂正前 (A)	本件 (B)	類似案件 (C)	その他訂正事項 (D)	影響額合計 (E)=(B)+(C)+(D)	訂正後 (F)=(A)+(E)	増減率 (E) / (A)
第14期（2020年3月期）通期	売上高	1,800,132	△30,000	△27,600	△1,834	△59,434	1,740,697	△3.3%
	営業利益又は営業損失（△）	31,926	△33,000	△3,747	△2,061	△38,808	△6,882	△121.6%
	経常利益又は経常損失（△）	30,850	△33,000	△3,747	△2,061	△38,808	△7,958	△125.8%
	親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	10,557	△33,000	△3,747	△1,662	△38,410	△27,852	△363.8%
	総資産	1,272,865	△33,000	△30,360	△2,559	△65,919	1,206,945	△5.2%
	純資産	358,733	△33,000	△3,747	△1,662	△38,410	320,323	△10.7%
第15期（2021年3月期）第３四半期	売上高	1,507,935	－	27,600	△2,943	24,656	1,532,591	1.6%
	営業利益	91,945	1,916	3,747	△238	5,424	97,369	5.9%
	経常利益	90,062	△1,584	3,747	△238	1,924	91,986	2.1%
	親会社株主に帰属する当期純利益	62,202	△1,584	3,747	△238	1,924	64,126	3.1%
	総資産	1,207,799	－	－	3,213	3,213	1,211,013	0.3%
	純資産	420,885	△34,584	－	△1,901	△36,485	384,399	△8.7%

会計年度	項目	訂正前 (A)	本件 (B)	類似案件 (C)	その他訂正事項 (D)	影響額合計 (E)=(B)+(C)+(D)	訂正後 (F)=(A)+(E)	増減率 (E) / (A)
第15期 (2021年3月期) 通期	売上高	2,101,710	－	27,600	△3,174	24,425	2,126,136	1.2%
	営業利益	175,229	3,005	3,747	75	6,827	182,056	3.9%
	経常利益	174,393	△495	3,747	75	3,327	177,721	1.9%
	親会社株主に帰属する当期純利益	130,236	△495	3,747	263	3,515	133,752	2.7%
	総資産	1,386,193	－	－	4,012	4,012	1,390,206	0.3%
	純資産	523,794	△33,495	－	△1,399	△34,894	488,900	△6.7%
第16期 (2022年3月期) 第1四半期	売上高	419,127	－	－	3,597	3,597	422,725	0.9%
	営業利益	66,188	1,190	－	2,787	3,977	70,166	6.0%
	経常利益	52,493	1,190	－	2,787	3,977	56,471	7.6%
	親会社株主に帰属する当期純利益	37,204	1,554	－	374	1,928	39,133	5.2%
	総資産	2,602,337	－	－	49,685	49,685	2,652,023	1.9%
	純資産	1,831,733	△31,940	－	7,293	△24,647	1,807,085	△1.3%
第16期 (2022年3月期) 第2四半期	売上高	886,333	350	－	1,049	1,399	887,733	0.2%
	営業利益	167,099	2,830	－	1,198	4,028	171,127	2.4%
	経常利益	150,998	2,830	－	1,198	4,028	155,026	2.7%
	親会社株主に帰属する当期純利益	104,416	3,696	－	△1,716	1,980	106,397	1.9%
	総資産	3,008,715	385	－	47,837	48,222	3,056,937	1.6%
	純資産	2,237,940	△29,798	－	5,202	△24,595	2,213,345	△1.1%
第16期 (2022年3月期) 第3四半期	売上高	1,435,748	350	－	3,119	3,469	1,439,218	0.2%
	営業利益	312,214	4,120	－	3,264	7,384	319,598	2.4%
	経常利益	295,208	4,120	－	3,264	7,384	302,593	2.5%
	親会社株主に帰属する当期純利益	203,336	5,381	－	△924	4,456	207,793	2.2%
	総資産	3,272,837	－	－	50,114	50,114	3,322,952	1.5%
	純資産	2,341,260	△28,113	－	5,994	△22,119	2,319,141	△0.9%

会計年度	項目	訂正前 (A)	本件 (B)	類似案件 (C)	その他訂正事項 (D)	影響額合計 (E)=(B)+(C)+(D)	訂正後 (F)=(A)+(E)	増減率 (E) / (A)
第16期 (2022年3月期) 通期	売上高	1,942,140	350	－	△6,424	△6,074	1,936,066	△0.3%
	営業利益	375,056	5,410	－	△6,333	△923	374,133	△0.2%
	経常利益	355,172	5,410	－	△6,333	△923	354,249	△0.3%
	親会社株主に帰属する当期純利益	259,025	7,066	－	△8,870	△1,803	257,221	△0.7%
	総資産	3,350,523	－	－	104	104	3,350,627	0.0%
	純資産	2,397,924	△26,428	－	△1,951	△28,379	2,369,544	△1.2%
第17期 (2023年3月期) 第1四半期	売上高	517,405	－	－	1,441	1,441	518,847	0.3%
	営業利益	60,729	1,290	－	1,495	2,785	63,514	4.6%
	経常利益	56,294	1,290	－	1,495	2,785	59,079	4.9%
	親会社株主に帰属する当期純利益	36,604	1,684	－	824	2,509	39,113	6.9%
	総資産	3,253,231	－	－	1,743	1,743	3,254,975	0.1%
	純資産	2,444,149	△24,743	－	△1,127	△25,870	2,418,278	△1.1%
第17期 (2023年3月期) 第2四半期	売上高	1,103,856	－	－	1,660	1,660	1,105,516	0.2%
	営業利益	167,831	2,620	－	1,652	4,272	172,103	2.5%
	経常利益	161,094	2,620	－	1,652	4,272	165,366	2.7%
	親会社株主に帰属する当期純利益	107,244	3,422	－	118	3,541	110,785	3.3%
	総資産	3,382,559	－	－	1,922	1,922	3,384,481	0.1%
	純資産	2,516,364	△23,006	－	△1,832	△24,838	2,491,525	△1.0%
第17期 (2023年3月期) 第3四半期	売上高	1,655,279	－	－	4,807	4,807	1,660,086	0.3%
	営業利益	222,684	4,060	－	2,720	6,780	229,465	3.0%
	経常利益	219,349	4,060	－	2,720	6,780	226,129	3.1%
	親会社株主に帰属する当期純利益	144,879	5,303	－	△21	5,281	150,160	3.6%
	総資産	3,348,258	－	－	3,305	3,305	3,351,564	0.1%
	純資産	2,555,998	△21,125	－	△1,972	△23,098	2,532,900	△0.9%

会計年度	項目	訂正前 (A)	本件 (B)	類似案件 (C)	その他訂正事項 (D)	影響額合計 (E)=(B)+(C)+(D)	訂正後 (F)=(A)+(E)	増減率 (E) / (A)
第17期 (2023年3月期) 通期	売上高	2,289,468	－	－	11,365	11,365	2,300,833	0.5%
	営業利益	358,173	5,390	－	5,493	10,883	369,056	3.0%
	経常利益	354,594	5,390	－	5,493	10,883	365,478	3.1%
	親会社株主に帰属する当期純利益	259,682	7,040	－	1,754	8,795	268,477	3.4%
	総資産	3,531,550	－	－	6,733	6,733	3,538,284	0.2%
	純資産	2,659,867	△19,388	－	△196	△19,584	2,640,282	△0.7%
第18期 (2024年3月期) 第1四半期	売上高	613,842	－	－	12,294	12,294	626,137	2.0%
	営業利益	77,322	1,085	－	6,450	7,535	84,858	9.7%
	経常利益	78,619	1,085	－	6,450	7,535	86,155	9.6%
	親会社株主に帰属する当期純利益	45,354	1,417	－	4,477	5,894	51,249	13.0%
	総資産	3,440,177	－	－	10,016	10,016	3,450,194	0.3%
	純資産	2,593,555	△17,970	－	4,280	△13,690	2,579,865	△0.5%
第18期 (2024年3月期) 第2四半期	売上高	1,208,668	－	－	3,925	3,925	1,212,594	0.3%
	営業利益	114,214	2,135	－	598	2,733	116,947	2.4%
	経常利益	116,379	2,135	－	598	2,733	119,112	2.3%
	親会社株主に帰属する当期純利益	58,283	2,788	－	△421	2,367	60,650	4.1%
	総資産	3,365,538	－	－	7,790	7,790	3,373,328	0.2%
	純資産	2,540,501	△16,599	－	△618	△17,217	2,523,284	△0.7%
第18期 (2024年3月期) 第3四半期	売上高	1,801,954	－	－	16,587	16,587	1,818,542	0.9%
	営業利益	147,555	2,935	－	△5,145	△2,210	145,345	△1.5%
	経常利益	149,009	2,935	－	△5,145	△2,210	146,799	△1.5%
	親会社株主に帰属する当期純利益	78,171	3,833	－	△5,367	△1,533	76,637	△2.0%
	総資産	3,293,791	－	－	2,184	2,184	3,295,976	0.1%
	純資産	2,558,869	△15,554	－	△5,564	△21,118	2,537,750	△0.8%

会計年度	項目	訂正前 (A)	本件 (B)	類似案件 (C)	その他訂正事項 (D)	影響額合計 (E)=(B)+(C)+(D)	訂正後 (F)=(A)+(E)	増減率 (E) / (A)
第18期 (2024年3月期) 通期	売上高	2,506,780	－	－	△26,148	△26,148	2,480,631	△1.0%
	営業利益	253,037	3,235	－	△8,944	△5,709	247,328	△2.3%
	経常利益	254,850	3,235	－	△8,944	△5,709	249,140	△2.2%
	親会社株主に帰属する当期純利益	174,872	4,225	－	△8,362	△4,137	170,735	△2.4%
	総資産	3,733,992	－	－	△3,588	△3,588	3,730,403	△0.1%
	純資産	2,609,361	△15,162	－	△8,559	△23,721	2,585,639	△0.9%
第19期 (2025年3月期) 第1四半期	売上高	516,774	－	－	15,169	15,169	531,943	2.9%
	営業利益又は営業損失（△）	△41,629	1,050	－	4,854	5,904	△35,724	△14.2%
	経常利益又は経常損失（△）	△47,328	1,050	－	4,854	5,904	△41,423	△12.5%
	親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△49,662	1,371	－	2,743	4,115	△45,546	△8.3%
	総資産	3,296,894	－	－	△146	△146	3,296,747	△0.0%
	純資産	2,562,720	△13,790	－	△5,815	△19,606	2,543,113	△0.8%

会計年度	項目	訂正前 (A)	本件 (B)	類似案件 (C)	その他訂正事項 (D)	影響額合計 (E)=(B)+(C)+(D)	訂正後 (F)=(A)+(E)	増減率 (E) / (A)
第19期（2025年3月期）第２四半期	売上高	1,088,463	－	－	15,779	15,779	1,104,243	1.4%
	営業利益又は営業損失（△）	△58,384	2,100	－	16,397	18,497	△39,886	△31.7%
	経常利益又は経常損失（△）	△70,896	2,100	－	16,397	18,497	△52,398	△26.1%
	親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△67,415	2,743	－	10,094	12,837	△54,577	△19.0%
	総資産	3,209,434	－	－	8,721	8,721	3,218,156	0.3%
	純資産	2,544,153	△12,419	－	1,535	△10,884	2,533,268	△0.4%
第19期（2025年3月期）第３四半期	売上高	1,642,566	－	－	21,985	21,985	1,664,552	1.3%
	営業利益又は営業損失（△）	△60,671	3,150	－	31,396	34,546	△26,125	△56.9%
	経常利益又は経常損失（△）	△63,567	3,150	－	31,396	34,546	△29,021	△54.3%
	親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△72,083	4,114	－	19,860	23,975	△48,108	△33.3%
	総資産	3,200,055	－	－	28,544	28,544	3,228,599	0.9%
	純資産	2,503,029	△11,047	－	11,301	253	2,503,282	0.0%

会計年度	項目	訂正前 (A)	本件 (B)	類似案件 (C)	その他訂正事項 (D)	影響額合計 (E)=(B)+(C)+(D)	訂正後 (F)=(A)+(E)	増減率 (E) / (A)
第19期（2025年3月期）通期	売上高	2,349,515	－	－	15,540	15,540	2,365,055	0.7%
	営業利益	31,254	4,200	－	4,261	8,461	39,715	27.1%
	経常利益	20,633	4,200	－	4,261	8,461	29,095	41.0%
	親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△17,143	5,486	－	1,162	6,649	△10,494	△38.8%
	総資産	3,899,702	－	－	990	990	3,900,692	0.0%
	純資産	2,537,609	△9,676	－	△7,396	△17,072	2,520,536	△0.7%
第20期（2026年3月期）第１四半期	売上高	901,520	－	－	△592	△592	900,927	△0.1%
	営業利益	106,551	1,050	－	2,611	3,661	110,213	3.4%
	経常利益	102,902	1,050	－	2,611	3,661	106,564	3.6%
	親会社株主に帰属する当期純利益	69,738	1,371	－	1,317	2,688	72,427	3.9%
	総資産	4,212,488	－	－	3,862	3,862	4,216,351	0.1%
	純資産	2,652,579	△8,304	－	△6,079	△14,384	2,638,195	△0.5%
第20期（2026年3月期）第２四半期	売上高	1,700,488	－	－	175	175	1,700,663	0.0%
	営業利益	111,052	2,100	－	△7,231	△5,131	105,920	△4.6%
	経常利益	109,860	2,100	－	△7,231	△5,131	104,728	△4.7%
	親会社株主に帰属する当期純利益	66,902	2,743	－	△6,089	△3,346	63,555	△5.0%
	総資産	4,030,981	－	－	△6,766	△6,766	4,024,214	△0.2%
	純資産	2,597,428	△6,933	－	△13,486	△20,419	2,577,008	△0.8%

会計年度	項目	訂正前 (A)	本件 (B)	類似案件 (C)	その他訂正事項 (D)	影響額合計 (E)=(B)+(C)+(D)	訂正後 (F)=(A)+(E)	増減率 (E) / (A)
第20期（2026年3月期）第3四半期	売上高	2,513,940	－	－	△900	△900	2,513,040	△0.0%
	営業利益	113,643	3,150	－	△4,104	△954	112,688	△0.8%
	経常利益	115,443	3,150	－	△4,104	△954	114,488	△0.8%
	親会社株主に帰属する当期純利益	74,412	4,114	－	△4,363	△249	74,162	△0.3%
	総資産	4,326,137	－	－	△3,524	△3,524	4,322,612	△0.1%
	純資産	2,600,043	△5,561	－	△11,760	△17,322	2,582,721	△0.7%

（注１）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、「△」はマイナスを表しております。

（注２）増減率は、影響額を訂正前の金額で除して算出し、小数点第２位を四捨五入して表示しております。

(2) 過年度決算短信等を訂正するに至った経緯・原因

当社が過年度決算訂正を行うに至った経緯は、以下のとおりです。

なお、以下で記載する匿名化された用語の意義は、別段の定めがない限り、当社の2026年９月８日付「特別調査委員会の調査報告書の公表及び当社の対応に関するお知らせ」内の「調査報告書（公表版）」（以下「本件調査報告書」といいます。）における当該用語の意義に従います。

ア 本件事案の発覚から特別調査委員会の設置までの経緯

当時代表取締役社長であったB氏は、2025年11月18日、当時執行役員プログラム管理担当兼プロフェッショナルサービス部長であったE氏から、2020年３月30日付ソフトウェアライセンス契約（以下「本件ソフトウェア取引」といいます。）に係る売上の計上時期及び会計処理並びにこれに伴う仕入取引の会計処理に関する疑義（以下「本件事案」といいます。）について報告を受けました。B氏は、同月20日、当時常勤監査役であったA氏に対し、本件事案について報告したところ、A氏から関連する資料の共有を求められたため、自ら収集した資料を共有しました。

A氏は、2025年11月20日にB氏から本件事案について報告を受けた後、当時監査役であったS氏及びT氏にその内容をメールで共有しました。その後、公認会計士であるS氏が初期的な資料確認を行った上、同年11月25日開催の監査役会後の打合せにおいてその後の対応を協議し、監査役会は、当社の経営権を巡ってB氏と当時取締役会長であったZ氏の対立が社内で激化しており、いずれかに利するような調査になることが懸念されたこと、B氏が近く代表取締役社長を退任する見込みであったこと、S氏の初期的な資料確認によって業務委託費単価の価格の妥当性について疑義はあるものの、本件ソフトウェア取引については実態があるとの見通しをもったこと、当時、当社ではh社との業務提携契約の締結に向けた協議が継続しており、h社との円滑な契約交渉に向けた取締役への依頼事項に関する協議を優先したいと考えたことなどから、調査の必要性はあるものの直ちに調査を実施するのではなく、B氏が代表取締役を退任した後に、関係者からの聴取を含む事実関係の確認を行う方針としました。

その後、監査役会は、2026年２月19日にあおい監査法人（以下「現任監査人」といいます。）から、現任監査人に対して本件事案に関する情報提供があったことの報告を受けたことを契機として、本件事案に対する調査の対応を開始するに至りました。

そして、当社は、現任監査人から、本件事案について、独立性及び中立性を有する体制での調査要請を受けたことも踏まえ、社外の専門家を主査とする調査体制（以下「当初調査体制」といいます。）を設置し、当初調査体制の下、2020年３月期から2026年３月期までの各事業年度を対象として、本件事案の事実関係の解明及び類似案件の有無等の調査（以下「当初調査」といいます。）を実施いたしました。

また、当初調査と並行して、2020年３月期から2026年３月期までの各事業年度の財務諸表について、現任監査人及び2025年３月期まで会計監査を実施していた当社前任会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人（以下「前任監査人」といいます。）による再検討が行われていましたが、その中で、前任監査人から、本件事案の事実関係の解明及び類似案件の有無等について、より広範な視点での検証が必要ではないかとの懸念が示されました。

当社は、現任監査人及び前任監査人とも協議の上、上記の懸念の解消及びより広範かつ深度のある調査を実施すべく、本件の全容解明、原因究明及び徹底した再発防止策の策定には、さらなる独立性と専門性を確保した特別調査委員会による継続調査が不可欠であると判断し、2026年６月11日開催の取締役会において、特別調査委員会の設置を決議いたしました。

イ 特別調査委員会の構成、調査目的、調査期間

a. 構成

委員長　三宅 英貴（弁護士　アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業）
委員　　藤田 大介（公認会計士　株式会社KPMG Forensic & Risk Advisory）
委員　　大西 良平（弁護士　アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業）

b. 調査目的
・本件事案の事実関係の解明
・本件事案に類似する事案の有無の確認
・本件事案及び類似事案による連結財務諸表への影響の有無及び影響額の検討
・本件事案及び類似事案が生じた原因の究明及び再発防止策の提言
・その他、特別調査委員会が必要と認めた事項

c. 調査期間
2026年６月11日から2026年９月３日

ウ 本件事案の概要等

当社は、2017年頃以降、a1社との間で、業務委託の形式により技術者の派遣を受けており、2020年もこの業務委託の取引を継続していました。

2020年１月頃、当時の代表取締役社長であったZ氏は、a1社に対し、当社が開発したプラットフォームeの共通部品一式（以下「本件共通部品一式」といいます。）を提供する取引を提案しました。当社とa1社は、同年３月30日付の本件ソフトウェア取引に係る契約を同年４月10日から同月16日頃までの間に締結し、本件共通部品一式の提供に関する取引を行いました。

他方、Z氏は、本件ソフトウェア取引に係る契約の締結と並行して、本件ソフトウェア取引が成立した場合には、当社からa1社又はa2社に支払う技術者の業務委託費単価を増額し、当該増額分等を通じて合計3,350万円を支払う旨を記載した念書（以下「本件念書」といいます。）に個人名義で署名・押印しました。本件念書は、当社の取締役会、会計監査人及び当社内の通常の契約・証憑管理プロセスには共有されず、当時執行役員経営管理部長であったD氏の個人フォルダ等で管理されていました。D氏は、本件念書の内容を認識しており、業務委託費の価格の妥当性や売上の期間帰属等、会計上問題となる可能性も認識していたものの、本件念書を本件ソフトウェア取引の証憑として取り扱わず、売上計上の仕訳を承認しました。

本件念書に記載された支払いは、2020年６月頃以降、a1社又はa2社から受け入れる技術者の業務委託費単価の増額等を通じて行われました。取引先側では、通常単価と増額分を区分し、増額分等の累計額及び3,350万円に対する回収率を管理していました。また、当社側でも、Z氏、D氏及びE氏らの間で、当該増額分等を「返済」又は「回収」と呼称するなど、通常単価と増額分等を区分して取り扱っていました。

本件ソフトウェア取引と本件念書に基づく業務委託費単価の増額等は、経済実態として一連の取引であり、本件共通部品一式について実質的に代金を収受しない無償の使用許諾取引と評価すべきものでした。しかしながら、本件念書が会計処理の基礎となる証憑として取り扱われなかった結果、当社は、本件ソフトウェア取引を有償の売上取引として処理し、2020年３月期に売上3,000万円を過大に計上しました。また、2021年３月期以降、本件念書に基づく支払に相当する業務委託費単価の増額分等についても、外注費又は売上原価として計上されていました。

本件調査報告書は、本件念書に係る証憑の隠蔽により、実質的に無償である取引を有償の売上取引と実態を偽ったことによる売上の過大計上が生じたものと認定し、不正な財務報告に該当すると評価しています。

本件事案について、Z氏は、本件ソフトウェア取引と業務委託費単価の増額等が経済実態として一連の取引であることを認識しており、株式上場に向けた2020年３月期の通期予算の達成及び黒字化、a1社との関係維持並びに将来的な共同開発・追加取引への期待を背景として、本件ソフトウェア取引を推進したものと考えられます。

特別調査委員会は、本件調査報告書において、本件ソフトウェア取引に係る2020年３月期の売上3,000万円の過大計上については、Z氏及びD氏による本件念書の意図的な隠蔽を原因とするものであり、監査基準報告書240「財務諸表監査における不正」における「不正」及び「不正な財務報告」に該当すると認定しており、当社としても同様の認識を有しております。

当社は、本件調査報告書の認定を踏まえ、2020年３月期に計上した売上3,000万円を取り消し、受領した代金を預り金等の負債として処理しました。また、業務委託費単価の増額分等として支払った金額のうち、本件念書に基づく支払いと認められる部分については、外注費又は売上原価としての計上を取り消し、当該負債の取崩しとして処理しました。さらに、本件念書における支払約束額3,350万円と本件ソフトウェア取引の売上額3,000万円との差額350万円については、負債及び費用として処理しました。

エ 類似事案（b社事案）の概要等

特別調査委員会による調査の過程において、本件事案に類似する事案として、当社がb社に対して行ったソフトウェアライセンス販売取引について、2020年３月31日時点では当該ライセンスの利用に必要なライセンスキーが発行されていなかったにもかかわらず、同日付の納品書及び受領書に基づき、2020年３月期に売上2,760万円を計上していたことが判明しました（以下「b社事案」といいます。）。実際にライセンスキーが発行されたのは同年４月２日であり、当該売上は本来2021年３月期に計上すべきものでした。

当時の営業担当者は、b社側の2020年３月期の予算で処理したいとの要望に応じ、ライセンスキーが未発行であり、検収も完了していないことを認識しながら、2020年３月31日付の受領書を入手して当該期の売上計上を行いました。同担当者は、このような処理について業界慣行として問題ないと考えていました。また、納品書及び受領書の作成には営業支援部門の担当者らも関与していましたが、特別調査委員会は、本件調査報告書において、これらの担当者らについて、実態と異なる受領書の作成を認識していたとまでは認定していません。

特別調査委員会は、b社事案について、営業担当者による実態と異なる証憑の意図的な作成を原因とする「不正な財務報告」に該当すると認定する一方、Z氏を含む当時の取締役が不正な売上の前倒し計上に関与し、又はこれを認識していた事実は認められないとし、従業員不正と認定しており、当社としても同様の認識を有しております。

当社は、当該調査結果を踏まえ、2020年３月期に計上した売上2,760万円及び対応する売上原価を取り消し、本来計上すべき2021年３月期に売上及び売上原価を計上する訂正を行いました。

オ その他の訂正事項

当社は、過年度の財務諸表に係る訂正監査の過程において、上記事案以外にも、前任監査人から、売上又は費用の期間帰属の誤り11件、計算誤り３件及び一定の期間にわたり充足される履行義務に係る収益認識の追加適用等３件について修正の指摘を受けました。当社は、これらについても、本件事案及びb社事案と併せて過年度決算の訂正を行いました。

２．改善措置

(1) 不適切開示の発生原因の分析

当社は、特別調査委員会の調査結果及び当社における検討結果を踏まえ、本件事案及びb社事案の発生原因について、以下のとおり認識しております。

① 経営トップの誠実性及び適正な財務報告を行う姿勢の欠如

本件事案は、当時の経営トップであったZ氏が、本件ソフトウェア取引と経済実態として一体であり、本件ソフトウェア取引が実質的に無償の取引であることを示す本件念書に個人名義で署名及び押印した上、本件念書を取締役会、会計監査人及び当社内の通常の契約・証憑管理プロセスに共有することなく、有償の売上取引であるかのように売上を計上したことに起因すると認識しております。

当社としては、Z氏の会計の専門知識が不足していたという次元にとどまらず、上場会社の経営者として、取引の経済実態に即して正確な財務報告を行う意識及び姿勢に重大な問題があったものと認識しております。

② 経営管理部門による牽制・エスカレーション機能の不全

当時執行役員経営管理部長であったD氏は、本件ソフトウェア取引の売上計上に関与し、本件念書を受領・管理していました。D氏は、本件念書が本件ソフトウェア取引の実態を判断するための重要な証憑であることを認識し得る立場にあり、また、業務委託費単価の妥当性及び売上の期間帰属等が会計上問題となり得ることを認識していました。それにもかかわらず、本件念書を正式な証憑として取り扱わず、CFO、取締役会又は会計監査人に共有せずに売上計上の仕訳を承認しており、経営管理部門による牽制・エスカレーションが機能していなかったものと認識しております。具体的には、当社では、創業者であるZ氏のリーダーシップが強く、経営トップの意向が強く反映され、経営トップに忖度せず、経営トップに対する異論・問題提起を行いにくい組織風土となっていたことから、特に経営トップが主導する取引について、経営管理部門が会計上の懸念を抱いた場合であっても、独立した立場から異論を述べることや問題提起を行うことが難しい状況にあり、必要に応じて他の管理・監督担当者に情報を共有するという牽制機能が十分に働いていませんでした。

③ 経営トップが主導する非定型かつ重要な取引に対するリスク認識及び事前審査・承認プロセスの不足

本件ソフトウェア取引は、経営トップが関与する重要な非定型取引であることに加え、同一の取引先との間で販売取引と仕入取引が並存するなど、通常の取引よりも高いリスクを有する取引でしたが、当時の当社には、取締役会、経理部門、法務部門及び監査部門において、取引の実在性、経済合理性やサイドレターの有無等を、実質的に検証する仕組みが十分に整備されておらず、これらの機関・部門による事前牽制が適切に機能していなかったと認識しております。

また、外注先の選定及び発注金額の決定に当たっては、価格の妥当性の検証を行う体制が整備されていませんでした。加えて、通常と異なる単価条件を含む外注取引について、当該単価条件を含む発注内容について事前承認が必要とされておらず、事前審査・承認プロセスが不足していました。

④ 販売プロセス、証憑管理及び売上計上・決算レビューの不備

本件事案では、本件ソフトウェア取引の経済実態を判断するための重要な証憑である本件念書のような重要資料が、網羅的に把握・管理されておりませんでした。

また、b社事案では、納品（ライセンスキーの発行等）が行われていないにもかかわらず、納品書の発行及び受領書の受領を先行させ、これらの証憑をもって売上を計上しておりました。この背景には、売上の期間帰属に関する営業担当者及び事務処理担当者の意識不足、経験不足並びに営業部門、営業事務部門及び経理部門の間の情報連携不足に加え、担当者の知識・経験不足を補うためのマニュアル、研修及び上位者による二重チェック・承認の仕組みが十分に整備されていなかったものと認識しております。

当社としては、売上計上に際して、納品書及び受領書等の関連証憑の整合性や実際の納品状況を確認し、売上計上時期の適切性を検証する手続が十分に設計・運用されていなかったものと認識しております。

⑤ 監査役会・監査等委員会の中立性・客観性及び会計監査人との連携の不足

当時の監査役会は、2025年11月に本件事案の疑義を把握し、追加資料を入手して対応を協議していましたが、本件ソフトウェア取引について実態のある取引であるとの初期的な感触を有していたこと等を背景として、当該時点では重要な会計上の疑義の可能性があるとは認識せず、会計監査人への情報共有も行っておりませんでした。

当社としては、2025年11月に本件事案の疑義を把握した時点で、重要な会計上の疑義の可能性があるとの認識には至っておらず、真偽又は会計処理上の結論が確定していない場合であっても、会計処理に関する疑義を把握した以上、速やかに会計監査人に情報を共有すべきであり、会計監査人との連携に課題があったものと認識しております。

また、本件事案の把握後の対応、具体的には、監査役会が、Z氏を当社にとって重要な存在と捉え、また、本件事案の調査の円滑な進行を重視してしまったことにより、Z氏との間で、調査・監査への対応方針や説明内容を示唆するやり取りなどをしたことなどについて、監査役会の中立性・客観性に課題があったものと認識しております。

⑥ 内部監査体制及び三様監査の実効性不足

当社では、2026年８月１日まで内部監査を専担する部署がなく、兼務者を中心とした内部監査体制であったことにより、内部監査のリソースが不足していたことに加え、専門性のある人材が存在しなかったことから、実効的な内部監査が実施できていなかったものと認識しております。

また、2020年３月期当時の内部監査では、本件事案及びb社事案についての指摘が確認されておらず、内部監査が通常業務の形式的な確認にとどまり、経営トップが主導する取引、期末の重要なライセンス取引、同一の取引先との販売・仕入双方の取引及び売上計上後の業務委託費単価の増額等の異常な取引パターンをリスクとして抽出・検証する観点が十分ではなかったものと認識しております。

加えて、内部監査計画や内部監査報告書の承認・報告先、取締役会・監査役会への直接報告の制度的位置付け及び会計監査人との三様監査の連携の実効性には課題（具体的には、(i)当社の内部監査規程上、内部監査計画書は代表取締役の承認を得なければならないと規定されているものの、2026年３月期において、内部監査計画については取締役会に報告されている一方、代表取締役の承認を得た形跡が確認できないこと、(ii)ガバナンス体制の変更に伴い、2026年３月期分の取締役会への報告が延期されていたこと、(iii)内部監査規程上、取締役会・監査役会（監査等委員会）への内部監査結果の報告に関する規定がなかったこと、(iv)三様監査について、不正リスクに関する意見交換等の連携が行われていなかったことなど）があったものと認識しております。

当社としては、従前の内部監査体制及び三様監査の連携は、本件のような経営者不正及び不適切な売上計上を未然に防止し、又は早期に発見するという観点で、十分性・実効性を欠いていたものと認識しております。

⑦ 内部通報制度の運用上の課題及び心理的安全性の不足

当社では、2019年２月以降、内部通報制度を整備・運用していましたが、経営トップが関与する会計不正又はその疑義を含め、不正・不適切行為（の疑義）について、役職員が安心して通報・相談し、早期に問題を顕在化させる仕組みとしては十分に機能しておらず、内部通報制度の運用の実効性を確保する取組みが徹底できていなかったものと認識しております。

本件事案の早期発見に内部通報制度が活用されなかった背景として、当社では、内部通報制度の仕組み自体は整備されていたものの、内部通報制度の具体的な利用方法や通報後の取扱い、通報者保護等に関する明確化・周知が十分ではなく（具体的には、例えば、経営陣が通報の対象となる場合における当該経営陣の調査・対応への関与を制限する仕組みが明確化されていなかったなど）、役職員が安心して通報・相談できる制度であることについての理解が十分に浸透しておらず、役職員にとって内部通報制度が信頼できるものとなっていなかったことが挙げられます。そのため、そもそも会計処理や取引実態に違和感を覚えた場合に内部通報又は相談の対象となることについて十分に理解されておらず、また、経営トップに関する疑義を通報した場合の不利益取扱いや通報者の特定への懸念が生じていた可能性があったと認識しています。現に、社外取締役又は監査等委員会に対する独立した通報ルートについても利用実績がありませんでした。

なお、内部通報制度が役職員にとって信頼されるものになっていなかったことは、本件事案のような経営トップが関与する疑義に限らず、内部通報制度全般に共通する課題であったものと認識しております。

⑧ 適時開示・有事対応プロセスの運用不足

当社は、本件事案の発覚後、調査体制の設置や暫定影響額の開示に関して、関係者との一定の協議を行っておりましたが、適時開示・有事対応に対するリテラシーが低かったことから、開示要

否・開示内容について必ずしも十分な検討がなされていませんでした。そのため、会計監査人から示された懸念の内容や開示への影響を十分に確認・検討できておらず、会計監査人と適切な連携が行えていなかった面があり、問題があったものと認識しております。

(2) 再発防止に向けた改善措置（実施済みのものも含む）

当社は、上記(1)の原因分析を踏まえ、重要な取引及び会計処理が特定の役職員の判断に過度に依存することのない体制を整備するとともに、経営陣に対する監督、監査・内部通報体制、組織風土並びに適時開示・有事対応プロセスを強化するため、以下の再発防止に向けた改善措置を実施又は実施予定としております。なお、当社は、2026年５月28日付「持株会社体制への移行準備開始及び監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」及び同年９月15日付「会社分割（吸収分割）の効力発生日の変更に関するお知らせ」で公表しましたとおり、2027年１月１日付で持株会社体制へ移行する予定ですが、傘下の子会社を含め、各社の組織体制や事業内容等を踏まえながら改善措置を実施してまいります。

①当社の業務執行・監督体制の刷新

本件事案では、経営トップの誠実性及び適正な財務報告を行う姿勢に重大な問題があり、また、経営トップの業務執行に対する監督が十分に機能しませんでした。

・代表取締役の交代（上記(1)①に対応）

これを踏まえ、経営責任及びガバナンスの刷新の観点から、代表取締役であった松岡真功氏（以下「松岡氏」といいます。）は、2026年９月15日付で代表取締役及び取締役を辞任しており、当社は、同日付で新たに芦谷乾太郎氏を代表取締役社長に選定しました。なお、松岡氏との今後の関係については、将来的に技術的な業務委託契約を締結する可能性がありますが、その場合であっても、松岡氏の当社（傘下の子会社を含み、2027年１月の持株会社体制への移行後も同様です。）の経営及び事業運営への関与は認めず、業務委託の範囲は、当社が必要と認める限定的な範囲での技術的な知見・助言の提供に限る方向で検討しております。また、当社社員に対する直接の指揮命令や、営業活動及び取引への関与も認めない方向で検討しております。今後、松岡氏の意向を確認した上で、業務委託契約の締結の要否及び契約条件について、取締役会に付議して決定する予定です。その際、金銭対価が発生する場合には、その内容及び妥当性についても取締役会で審議・決議する予定です。

・取締役会議長の社外化（上記(1)①に対応）

また、当社は、2026年６月26日の定時株主総会をもって、社外取締役を過半数化しておりますが、2026年12月24日開催予定の臨時株主総会において定款変更を行った上で、当該臨時株主総会後に開催される取締役会において、社外取締役を取締役会議長として選任する予定です。取締役会議長の候補者は未定ですが、経営に関する知見・経験、公正性・客観性、議事運営・調整能力、ガバナンスへの理解等の観点を踏まえ、選定することで、社外役員による業務執行に対する管理監督の実効性を高めてまいります。

・監査等委員の構成及び監査等委員会の運営体制の見直し（上記(1)①及び⑤に対応）

本件事案では、経営トップが関与する重要な疑義について、監査役会の中立性・客観性に課題があり、また、会計監査人との連携が十分に機能しませんでした。

当社は、現任の監査等委員である取締役３名から辞任の意向表明を受けたことも踏まえ、取締役会及び監査等委員会による業務執行に対する監督・監査機能の実効性を高めるため、監査等委員の構成及び監査等委員会の運営体制を見直すこととし、2026年12月24日開催予定の臨時株主総会において新たに３名の後任の監査等委員を選任する予定です。

監査等委員会においては、会計処理に関する疑義を把握した場合には、その真偽や会計処理上の結論が確定していない段階であっても、速やかに会計監査人に情報共有する運用を徹底してまい

ります。また、経営トップが関与する疑義については、経営トップとの関係やその意向に左右されることなく、独立した立場から事実関係の調査及び責任の検討を公正に行うため、必要に応じて外部専門家の助言・関与を得るとともに、調査・検討の経過及び結果を監査等委員会において共有・確認する体制を整備してまいります。

② 指名委員会の設置による取締役候補者の審査（上記(1)①及び⑤に対応）

本件事案を踏まえ、取締役候補者の選定に当たっては、候補者の誠実性、資質及び適性等を十分に審査し、当社のガバナンスの改善に資する人材を選定することが重要であると考えております。

これを踏まえ、当社は、社外取締役を中心とする任意の指名委員会を設置し、取締役候補者の誠実性、資質及び適性等を審査した上で、当社のガバナンスを改善し得る人材を選定する体制を整備しております。具体的には、当社は、2026年10月30日の取締役会において、取締役会の任意の諮問機関として指名委員会を設置することを決議いたしました。現任の監査等委員である取締役３名から辞任の意向表明を受けていることを踏まえ、2026年11月中に指名委員会を開催し、後任候補者について審議・選定いたします。また、今回設置した指名委員会は、今後の取締役候補者の選定においても継続的に審議を行う機関として運営していくことを予定しております。これにより、取締役候補者の選定プロセスにおける客観性及び透明性の継続的な確保を図ってまいります。なお、指名委員会は、取締役候補者の選定プロセスの客観性及び透明性の確保を主な目的として設置するものであり、取締役の報酬に関する事項を審議対象としません。これは、今回の改善措置の主眼が取締役候補者の選定プロセスの改善にあることを踏まえたものです。

③ 内部監査の機能強化及び三様監査の連携強化・改善（上記(1)⑥に対応）

本件事案では、従前の内部監査体制において、経営トップが関与する非定型・重要取引等を不正リスクとして抽出・検証する観点が十分ではなく、また、内部監査計画・内部監査報告書の承認・報告先、取締役会・監査役会への直接報告の制度的位置付け及び会計監査人との三様監査の連携にも課題があり、内部監査及び三様監査が十分に機能しておりませんでした。

これを踏まえ、当社は、2026年８月１日付で内部監査室を社長直属として設置することで、監査対象となる各部門からの独立性を高め、監査結果を経営判断や是正措置に直接繋げやすくするという観点から内部監査機能を強化しております（ただし、下記のとおり、2026年12月末に監査等委員会の直轄組織といたします。）。また、従前は兼務者を中心とした２名体制であった内部監査室について、専任者の配置及び専門性の強化を進めております。具体的には、2026年９月16日付で社内から従業員１名を内部監査室の専任として配属するとともに、同年10月1日付で、コンプライアンス、内部統制及び法務に豊富な知見を有する人材を採用し、内部監査室長に任命いたしました。また、同日付で、2013年入社で社歴が長く、元執行役員営業管理部長を務めた従業員１名を内部監査室の専任として配属いたしました。

なお、上記の内部監査室長については、2026年12月末に内部監査室を離れる予定であるため、その後の内部監査室は、専任者２名を中心とする体制となる予定です。内部監査室長は、在任する期間において、専任者２名に対し、内部監査計画の策定、リスク評価、監査手続及び監査結果の取りまとめ等に関する知見・ノウハウの共有や教育を行い、専任者２名の内部監査に関する実務能力及び専門性の向上を図ってまいります。また、必要に応じて外部専門家の助言・支援を活用することで、限られた人員体制においても、経営トップが関与する非定型・重要取引等を含む重要な不正リスクに重点を置いた実効的な内部監査を実施できる体制を整備してまいります。なお、当社として、専任者２名を中心とする体制については、下記のとおり、内部監査室を監査等委員会の直轄組織とすることを予定しており、監査等委員会には弁護士や会計士がメンバーとして含まれる予定であることに加え、経験と知見が豊富な常勤監査等委員との連携も密に行うことが可能となるため、専門性、実効性及び十分性の面で問題ないものと考えております。

さらに、内部監査について、当社の内部監査規程上、内部監査計画は代表取締役の承認を得なければならないと規定されていますが、2026年12月末に開催予定の取締役会において内部監査規程を改定する予定です。具体的には、内部監査室を監査等委員会の直轄組織とし、代表取締役と監査

等委員会の指示が異なる場合には監査等委員会の指示を優先することや内部監査計画についても監査等委員会が承認権者となることを含め、監査等委員会の指揮命令下に置くことで、代表取締役その他の経営陣から独立して監査を実施できる体制を整備いたします。そして、代表取締役その他の経営陣が関与する不正又はその疑義を内部監査室が把握した場合には、当該経営陣の承認を要することなく、内部監査室が必要な監査を実施し、監査等委員会又は取締役会に直接報告できる旨を内部監査規程に明記する予定です（なお、内部監査室が監査等委員及び監査等委員会に関する疑義を把握した場合には、代表取締役に直接報告する形といたします。）。また、従前は内部監査規程上、取締役会・監査役会（監査等委員会）への内部監査結果の報告に関する規定がなく、報告の要否や程度が曖昧になっていたため、同様に内部監査規程を改定し、監査等委員会はもとより、取締役会への報告を速やかにかつ確実に行う運用に改めます。このように、内部監査計画及び内部監査結果のレポーティングラインを確保することで、様々な観点からの意見を内部監査計画に反映することができるとともに、監査結果を経営判断や是正措置に直接繋げやすい体制を整備してまいります。さらに、内部監査の内容についても、金額的に重要な取引及びリスク要素のある取引についてのモニタリングを強化（具体的には、2026年12月までに、定量的な金額基準や経営トップが関与している取引等のリスク要素のある取引の基準を設けるなど）します。なお、2027年3月期の内部監査計画については、2026年10月27日に監査等委員会に、2026年10月30日に取締役会に報告しており、その結果については、2027年３月期の監査終了後、監査スケジュールに即して報告することを予定しています。

加えて、管理本部の管掌の下、2026年11月中に監査等委員への各種経営情報・取引情報（契約書や覚書等を含みます。）のアクセス権を付与することで、監査等委員会の牽制機能の強化を図ります。

そして、従前より、監査等委員会、内部監査部門及び会計監査人による三様監査の連携体制は整備されておりましたが、不正リスク等に関する情報共有及び意見交換が十分に行われておらず、当該体制が実効的に機能しておりませんでした。これを踏まえ、当社は、2026年10月以降、三様監査における情報共有及び意見交換の運用を強化しております。具体的には、四半期決算前に各１回、本決算においては期末日前及び決算発表前の合計２回、定期ミーティングを実施するとともに、不正と確定していない場合であっても、会計処理に関する重要な疑義や不正リスクに関する情報を把握した場合には、定期ミーティングを待つことなく、速やかに関係者間で情報共有及び意見交換を行うこととしております。

④ 組織風土の改善（上記(1)①、②及び⑦に対応）

本件事案では、経営トップが関与する不正又は不適切な行為について、役職員が異論や問題提起を行いやすく、適正な財務報告の重要性を共有する組織風土が十分に醸成されておらず、経営陣に対する適切な牽制も十分に機能しておりませんでした。

これを踏まえ、当社は、2026年11月以降、新経営陣から、適正な財務報告の重要性、経営陣を含む全役職員による内部統制の遵守、経営陣に対する適切な牽制及び異論・問題提起を尊重する組織風土の醸成、内部通報制度の利用促進及び通報者保護等について、具体的な事例を交えながら継続的（四半期に１回）にメッセージを発信してまいります。また、再発防止策の実施状況及びその効果についても定期的に社内に共有し、役職員からの意見・質問を受け付けるなど、双方向のコミュニケーションを図ってまいります。具体的には、2027年３月までの間、取締役と全従業員の間で少人数（１回につき10名程度）のラウンドテーブルを週２回実施する予定です。

また、2026年11月以降、管理本部及び財務本部の管掌の下、コンプライアンス意識及び会計リテラシーの向上に向け、研修内容を見直し、WEB研修の方法により、継続的な研修（四半期に１回。具体的には、コンプライアンス研修、インサイダー防止研修、個人情報保護研修、情報セキュリティ研修及び会計リテラシー研修）を実施してまいります。研修については、全社員向けの研修機会を設けるとともに、受講後の理解度を確認するためのテストを実施するなど、役職員の理解の定着を図ってまいります。なお、テストの結果が悪い役職員については、基準を満たすまで再受験を義務付けます。また、原則として期限内にWEB研修を受講することが求められますが、万が一受講で

きなかった場合には、録画の聴講を義務付けることとしています。
あわせて、管理本部の管掌の下、従業員アンケートを定期的（四半期又は半期に１回）に実施し、役職員が率直に異論又は懸念を表明できる組織風土となっているかをモニタリングし、その結果を踏まえて、該当する部門にて改善策を立てて必要な改善を行ってまいります。なお、従業員アンケートは第１回を2026年12月中に実施予定であり、第２回を2027年3月中に実施予定です。
加えて、2026年10月1日付で、ガバナンス・コンプライアンスに豊富な知見を有する人材を経営企画室長として採用しており、適正な売上計上への意識の向上及び会計リテラシーの向上を図っています。営業面を管掌する松岡氏の後任については、2026年10月1日付で、豊富な営業経験を持ち、他社にて社長を務めた経験もあり、適正な売上計上等への意識が高い人材を営業戦略管掌執行役員として採用することで、営業面においても風土の改善を図っています。なお、本件事案当時執行役員経営管理部長であったD氏は、既に執行役員及び経営管理部長の職から外れております。

⑤ 内部通報制度の運用改善（上記(1)⑦に対応）
当社においては、内部通報制度について、安心して通報・相談できる制度運用、通報者保護及び心理的安全性の確保が十分ではありませんでした。
これを踏まえ、内部通報制度については、2026年11月以降、制度の存在及び具体的な利用方法に加え、通報を受けた後の調査・対応の流れ、通報者の秘密及びプライバシーの保護並びに通報を理由とする不利益な取扱いの禁止等について、役職員への周知を徹底いたします。具体的には、経営企画室が毎月全社員向けにメッセージを発信し、制度の利用方法や通報後の取扱い、通報者保護に関する方針を継続的に周知することで、役職員が安心して利用できる内部通報制度の運用を図ってまいります。また、通報が適切に受け付けられ、内容に応じて必要な関係者に適切に報告・エスカレーションされ、通報者が不利益を受けることなく適切に対応されるか、経営陣が通報の対象となる場合における当該経営陣の調査・対応への関与が制限されているかなどについて、経営企画室が実際の運用状況を継続的に検証いたします。その結果を踏まえ、2026年11月以降、通報内容に応じた報告ルートの変更や内部通報規程やマニュアル等の制定・改定を含む制度及び運用の見直しを行ってまいります。なお、通報者保護の観点から、対象者に通報内容が伝わらないようにすることを明確化する等の内部通報規程の改訂は2026年10月30日付で実施済みです。さらに、社外取締役及び監査等委員会への直接通報ルートを含め、通報内容及び通報対象者に応じた適切な報告・対応体制を確保するとともに、制度及び運用の見直し内容についても、上記の経営企画室が毎月の全社員向けメッセージを通じて周知してまいります。これらの取組みを通じて、通報者保護及び心理的安全性を確保し、実効性のある内部通報制度の運用を徹底してまいります。

⑥ 業務執行プロセスの再整備（上記(1)②、③及び④に対応）
・ 本件事案について
本件事案では、経営トップが関与する非定型かつ重要な取引について、取引の実在性、経済合理性及び関連するサイドレター等の有無を実質的に検証する仕組みが十分に整備されておらず、また、取締役会、経理部門、法務部門及び監査部門による事前牽制も十分に機能しておりませんでした。
これを踏まえ、当社は、業務執行取締役が営業活動に単独で関与することを禁止し、経営陣が主導する案件（具体的には、業務執行取締役その他の経営陣が、自ら取引先との交渉を行う場合、取引金額、価格、支払条件その他の重要な取引条件を実質的に決定する場合、又は営業担当者等に対して特定の取引の実施や取引条件について具体的な指示を行う場合等、経営陣が案件の推進又は取引条件の決定に実質的に関与する案件をいいます。）については、従前同様必ず営業担当者を配置することを徹底いたします。
また、経営陣が主導する案件については、取引担当部門がその該当性を確認し、財務本部に報告するとともに、案件の推進者から独立した立場での事前レビューを義務付けます。具体的には、財務本部が事前レビューを主管し、経理部門及び法務部門等が、それぞれ会計処理及び契約上の観点から確認を行う体制を整備いたします。事前レビューにおいては、取引の実在性、経済合理性、契

約条件の妥当性、会計処理の適切性並びに念書、サイドレター、メール合意、口頭約束及び個人名義の約束等の付随的な合意の有無を確認いたします。また、レビューの結果、会計処理や契約内容等に疑義が認められた場合には、財務本部から経営陣及び必要に応じて監査等委員会に報告・情報共有を行い、疑義が解消されるまで取引の承認又は実行を進めない運用を整備してまいります。

さらに、念書、サイドレター、メール合意、口頭約束及び個人名義の約束を含む取引に関する合意については、適切な社内承認・報告を経ずに締結又は約束することを禁止する旨を、経営企画室によるメッセージの発信を通じて役職員に周知するとともに、取引契約書及び関連資料を網羅的に確認・管理するプロセスを整備してまいります。具体的には、(i)全ての案件について、見積発行の申請時に営業部門がチェックシートを用いて取引に関する合意の有無等を確認し、その確認結果を営業本部長に申告すること、(ii)財務本部の担当者が見積発行の承認フローにおいて、全ての案件について契約書類を確認すること、(iii)経営企画室が全案件の中から毎月数件を抽出してサンプルチェックするとともに、双方向取引や取引金額が大きい案件等のリスクの高い取引については継続的にモニタリングを実施することといたします。あわせて、金額的に重要な取引及びリスク要素のある取引について、従前は取引担当部門における確認や通常の決裁手続を中心としていたところ、今後は、案件の推進部門から独立した管理部門（財務本部の経理部門及び法務部門等）による事前レビューを実施することとし、従来の承認手続に加えて、取引の実在性、経済合理性及び会計処理の適切性等について、複数の部門による確認を行う体制に強化いたします。

リスク評価については、新規取引の起案時等において、取引担当部門が、取引先との既存取引の有無、販売取引と仕入・外注取引の双方の有無、取引金額・取引時期、取引条件、取引先との関係性等を確認し、リスク評価を実施することといたします。その上で、取引担当部門から独立した管理部門（財務本部の経理部門及び法務部門等）が当該評価結果を確認し、必要に応じて追加の確認や事前レビューを求める仕組みを整備いたします。また、リスク評価に当たっての確認項目や評価の視点については、チェックシート等を整備することにより明確化いたします。

特に、外注取引については、取引内容やリスクの程度に応じて、契約締結前に取引担当部門から独立した管理部門（財務本部の経理部門及び法務部門等）による事前レビューを実施する仕組みを整備いたします。事前レビューでは、委託業務の内容及び必要性、委託先の業務遂行能力、委託金額の妥当性、成果物・役務提供の内容並びに契約条件等を確認いたします。

また、同一の取引先又はその関係会社との間で販売取引と仕入・外注取引の双方が行われる双方向取引については、取引担当部門による個別の確認にとどまらず、財務本部が主管となり、販売取引と仕入・外注取引のそれぞれの取引金額、取引時期、取引条件及び取引の経済合理性等について定期的な事後チェックを実施することといたします。確認の結果、取引の実在性や経済合理性等に疑義が認められた場合には、管理部門内で情報共有するとともに、必要に応じて経営陣及び監査等委員会に報告する体制を整備いたします。

通常と異なる単価条件を含む外注取引については、上記の外注取引に対する事前レビューに加え、より厳格な承認・確認手続を設けることといたします。具体的には、取引担当部門である技術本部が当該単価条件の設定理由、価格の妥当性及び根拠資料を確認の上、決裁権限基準に従い、所定の権限を有する者の事前承認を得ることといたします。さらに、承認後の契約書又は発注書の作成、成果物の検収及び請求内容との照合について、それぞれの実施責任者及び確認手続を明確化するとともに、承認・確認の各段階における実施記録を保存する体制を整備してまいります。これらの承認者、承認基準及び確認手続については、決裁権限規程又は関連する業務マニュアル等に明文化いたします。

以上の施策については、2026年12月までに業務フロー及びチェックシート等を整備し、2027年１月より運用を開始する予定です。

・ b社事案について

b社事案においては、営業担当者により実態と異なる証憑の意図的な作成が行われ、当該証憑によって売上計上がされてしまったものであり、売上計上のプロセスに不備がありました。

当社は、業務フローにおける確認を徹底することにしており、具体的には、営業事務部門が売上

に係る根拠資料を販売管理システムにアップロードし、経理部門がこれらを確認の上、売上計上することとしていますが、そのアップロードデータの中には、仕入先への発注書及び仕入先からの請求書が含まれます。仕入先への発注書及び仕入先からの請求書における納品日が売上計上（予定）日より後になっていないか、すなわち納品書及び受領書があったとしても、他の証憑との齟齬がないかを経理部門で確認し、確認後に売上計上しています。

また、b社事案において販売したソフトウェアライセンスは、いわゆる売切型ライセンスであり、売切型ライセンスについては、納品書の発行日を実際の納品日とすることを徹底し、売上計上に際しても、実際の納品日、ライセンスの契約開始日及び納品書の日付の整合性を確認しています。

上記の売上計上に係る根拠資料間の整合性の確認及び売切型ライセンスに係る実際の納品日、ライセンスの契約開始日、納品書の日付の整合性の確認をさらに徹底するため、これらの確認項目及び確認手続を業務マニュアル等に明文化するとともに、確認結果を記録・保存する運用を整備してまいります。

加えて、当社の取扱製品について、各製品の受発注フローや納品形態に関する最新の情報を営業本部、経理部門及びサポート窓口で共有し、納品書の発行日や売上計上月に関する認識を合わせています。また、開発受託案件については、期ずれが生じやすい６月、９月、12月及び３月において、実際の稼働終了月を確認し、正しい月で売上計上を行うことができるよう、技術本部、営業本部及び経理部門の間で、売上計上の根拠となる取引内容、商品の納品状況、仕入先への発注状況及び請求状況等について情報共有を行う体制を整備いたします。具体的には、技術本部及び営業本部が取引の内容や納品状況等に関する情報及び関連資料を経理部門に提供し、経理部門がこれらの情報と販売管理システムに登録された証憑を照合した上で、売上計上の適切性を確認することといたします。また、確認の過程で証憑間の不一致や売上計上時期に関する疑義が生じた場合には、経理部門から技術本部及び営業本部に照会し、必要な事実確認を行う運用を整備してまいります。

これらの情報共有の方法、確認項目、各部門の役割及び確認手続についても、業務マニュアル等において明文化し、2026年12月までに業務フローを整備した上で、2027年１月より運用を開始する予定です。

・その他の訂正事項

当社は、過年度の財務諸表に係る訂正監査の過程において、上記事案以外にも、前任監査人から、売上又は費用の期間帰属の誤り11件、計算誤り３件及び一定の期間にわたり充足される履行義務に係る収益認識の追加適用等３件について修正の指摘を受けました。2020年3月期から2025年3月期までの修正事項の類型は以下のとおりです。

(i)　売上又は費用の期間帰属の誤り　11件

(ii)　認識の齟齬に基づく計算間違い　３件

(iii)　一定の期間にわたり充足される履行義務に係る収益認識の追加適用（売上と研究開発費の組替修正を含む）　３件

当社は、上記の前任監査人からの指摘も踏まえて、再発防止策として、2026年４月から、以下の改善措置を実施しております。

(i)　売上又は費用の期間帰属の誤りに関しては、売上に関する根拠証憑（注文書、検収書等）と仕入に関する根拠証憑（発注書、請求書等）の齟齬がないか確認する手続を設けておりましたが、その運用が十分に徹底されておりませんでした。このため、今後は、営業事務部門及び経理部門における確認手続を明確化し、二重チェックを確実に実施する体制を整備いたします。具体的には、営業事務部門において、売上及び仕入に関する根拠証憑を照合し、取引内容、納品日・検収日及び計上時期等に齟齬がないことを確認した上で、確認結果をチェックリスト等に記録することといたします。経理部門においては、営業事務部門による確認結果及び確認記録を確認するとともに、売上に関する根拠証憑と仕入に関する根拠証憑を自ら照合し、売上及び費用の計上時期が適切であることを確認することといたします。また、各部門における確認担当者及び承認者、確認項目並びに確認結果の保存方法をチェックリスト等に明文化し、確認漏れや確認の形骸化を防止するための運用体制を整備してまいります。当該チェックリスト等の作成及びこれに伴う運用体制の

整備については、2026年12月までに検討・整備し、2027年１月より運用を開始する予定です。

（ii） 売上計上の認識の齟齬による計算間違いに関しては、従前より経理部門において複数名による確認を行う仕組みを設けておりましたが、その運用が十分に徹底されておりませんでした。

このため、今後は、経理部門における確認手続及び確認責任者を明確化し、ダブルチェックを確実に実施する体制を整備いたします。具体的には、売上計上を担当する者が、契約内容、売上計上基準、計算根拠及び売上金額の算定過程等を確認した上で、別の担当者が、当初の根拠資料及び計算過程を改めて確認し、売上計上の認識及び計算結果の妥当性を検証することといたします。

また、各確認段階における確認担当者及び承認者、確認項目並びに確認結果の保存方法をチェックリスト等に明文化し、確認漏れや確認の形骸化を防止するための運用体制を整備してまいります。当該チェックリスト等の作成並びにこれに伴う運用体制の整備については、2026年12月までに検討・整備し、2027年１月より運用を開始する予定です。

（iii） 一定の期間にわたり充足される履行義務に係る収益認識の追加適用に関しては、適用対象となる取引の判定方法及び運用方針を見直し、2026年４月より当該方針に基づく運用を開始しております。今後も、適用対象の判定及び進捗度の見積り等に係る確認手続を徹底し、適切な運用を図ってまいります。

⑦ 適時開示・有事対応プロセスの運用改善（上記(1)⑧に対応）

本件事案では、調査体制の設置及び暫定影響額の開示に関し、適時開示・有事対応に対するリテラシーが低かったことから、開示要否・開示内容について、会計監査人から示された懸念を十分に踏まえる運用が徹底されておらず、適時開示・有事対応プロセスが十分に機能しておりませんでした。

これを踏まえ、当社は、適時開示及び有事対応に関する情報連携・エスカレーションルールを明確化するとともに、開示要否の判断基準及び判断責任者を明確にしてまいります。具体的には、既存の適時開示体制の基本的な枠組みを前提としつつ、情報連携・報告の対象及びタイミング、エスカレーション先、開示要否の判断プロセス並びに判断責任者を明確化し、これらを社内規程又は運用ルール・マニュアル等に反映するとともに、実効的な運用の徹底を図ることを想定しております。

また、重大事象が発生した場合の対応フロー及び緊急連絡体制を整備し、経営企画室を主管部署として、対応フローに定められた各部門及びその関係者を対象に定期的な教育・訓練を実施してまいります（2027年３月末までに教育・訓練を実施、以降は半年ごとに実施予定）。さらに、適時開示・有事対応プロセスの運用状況のモニタリングを実施し、運用上の課題について継続的に改善を図ってまいります。なお、モニタリングについては、半年に１回実施することを予定しており、定着度を検証しながら、頻度については検討してまいります。

以上の施策については、経営企画室が主管となり2026年12月までにルールブック等の制定により業務フローを整備し、2027年１月より運用を開始する予定です。

(3) 改善措置の実施スケジュール

ア　当社の業務執行・監督体制の改編（上記(2)①及び②に対応）

No	施策	主管部署	2026年				2027年				
			9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
1	代表取締役の交代	―	実施								
2	監査等委員会の体制の見直し	指名委員会			検討・整備	実施・運用	→	→	→	→	→
3	取締役会議長の社外化	株主総会				実施・運用	→	→	→	→	→
4	指名委員会の設置	取締役会		検討・整備	実施・運用	→	→	→	→	→	→

イ　内部監査の体制強化と三様監査の連携の強化・改善（上記(2)③に対応）

No	施策	主管部署	2026年				2027年				
			9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
1	内部監査部門の機能強化	内部監査室	検討・整備	実施・運用	→	→	→	→	→	→	→
2	内部監査室による監査等委員会や取締役会へのレポーティングラインの確保	内部監査室			検討・整備	実施	運用	→	→	→	→
3	金額的に重要な取引及びリスク要素のある取引についてのモニタリング強化	内部監査室				検討・整備	実施・運用	→	→	→	→
4	監査等委員会への各種経営情報・取引情報（契約書や覚書等含む）のアクセス権の付与	管理本部			実施・運用	→	→	→	→	→	→
5	三様監査MTGの定期開催 ※何か問題事象が生じた場合は随時招集	監査等委員会 内部監査室		実施・運用	→	→	→	→	→	→	→

ウ　組織風土の改善に向けた取り組み（上記(2)④に対応）

No	施策	主管部署	2026年				2027年				
			9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
1	各種社内研修の実施	管理本部			実施・運用	→	→	→	→	→	→
2	追加の社内研修の実施（会計リテラシー研修）	財務本部			実施・運用	→	→	→	→	→	→
3	新経営陣によるトップメッセージの発信	代表取締役・取締役		検討・整備	実施・運用	→	→	→	→	→	→
4	従業員アンケート（満足度・コンプラ）による組織風土改善のモニタリング	管理本部			検討・整備	実施・運用	→	→	→	→	→
5	ガバナンス・コンプライアンス強化の人員拡充 - ガバナンス・コンプライアンスに豊富な知見を有する人材を経営企画室長として採用 - 豊富な営業経験を持ち、適正な売上計上等への意識が高い人材を営業戦略管掌執行役員として採用	-		実施・運用	→	→	→	→	→	→	→

エ　内部通報制度の運用改善（上記(2)⑤に対応）

No	施策	主管部署	2026年				2027年				
			9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
1	内部通報制度の運用改善 ・継続的な周知 ・制度・運用の見直し	代表取締役・経営企画室		検討・整備	実施・運用	→	→	→	→	→	→

オ　業務プロセスの再整備（上記(2)⑥に対応）

No	施策	主管部署	2026年				2027年				
			9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
1	業務執行取締役の職務範囲・権限範囲の明確化（単独関与の禁止）	営業本部									
2	サイドレター/念書統制（取引契約書の管理・統制）	営業本部 財務本部									
3	金額的に重要な取引・リスク要素のある取引の事前レビュー制度	営業本部 技術本部 財務本部									
4	取引担当者から独立した経理・法務部門によるレビュー	財務本部 経営企画室		検討・整備 →			実施・運用 →				
5	外注先の選定・取引価格の決定への複数名の関与	技術本部 財務本部									
6	通常と異なる単価条件の取引の契約前確認、請求書・検収書との照合	技術本部 財務本部									
7	売上計上に係る根拠証憑の確認手続の明確化・チェックリスト化及び確認記録の保存体制の整備	財務本部									
	売上・費用の計上に係る確認体制の強化及び一定の期間にわたり充足される履行義務に係る収益認識の運用徹底	財務本部	実施・運用 →								

カ　適時開示・有事対応プロセスの運用改善（上記(2)⑦に対応）

No	施策	主管部署	2026年				2027年				
			9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
1	適時開示及び有事対応に関する情報連携・エスカレーションルールの明確化	経営企画室			検討・整備		実施・運用 →				
2	開示要否の判断基準及び判断責任者の明確化	経営企画室			検討・整備		実施・運用 →				
3	重大事象発生時の対応フロー及び緊急連絡体制の整備	経営企画室			検討・整備		実施・運用 →				
4	重大事象発生時に備えた定期的な教育・訓練	経営企画室			検討・整備				実施・運用		
5	運用状況のモニタリングと課題改善	経営企画室			検討・整備		実施・運用 →				

３．不適切な情報開示等が投資家及び証券市場に与えた影響についての認識

このたびの不適切な会計処理により、過年度決算等を訂正いたしましたことについて、投資家の皆様の適切な投資判断を妨げるおそれを生じさせ、当社の開示情報に対する信頼を損なうとともに、証券市場の信頼性にも影響を及ぼし得る事態を招いたものと重く受け止めております。株主をはじめ投資家の皆様、関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしたことにつき、深くお詫び申し上げます。

当社は、今回の事態について真摯に反省するとともに、二度とこのような事態を起こさないように、本報告書に記載した再発防止策を着実に実行することで当社のコンプライアンス体制を強化し、信頼回復に全力で取り組んでまいります。何卒、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

以　上